

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
- (3) 集落協定締結数及び各集落への交付額

農業生産活動等として取り組むべき事項

[illegible]

(4) 農業生産活動等の実施状況

[illegible]

(5)農業生産活動等の体制整備の実施状況

集落協定名	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項							
	Ⅰ 集落戦略の作成状況							
	「1」:集落において作成中 「2」:集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中 「3」:要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	話し合いの開催	開催回数	参加者延べ人数(人)	その他	その他の具体的な内容
下久保集落	2	1						
内ノ畑里神集落	2	1						
中尾集落	2	1						
宮脇集落	2	1						
悦宗集落	2	1						
山下集落	2	1						
小中集落	2	1						
弥谷集落	2	1						
宮ノ脇集落	2	1						
天満集落	2	1						
赤坂集落	2	1						
比井路集落	2	1						
庵之芝集落	2	1						
上志賀上集落	2	1						
西谷集落	2	1						
芋谷集落	2	1						
比井集落	2	1						
合計								